破産手続廃止

平成２４年（フ）第２５２６号
愛知県尾張旭市新居町五反田3444番地２　旭ハイツ201号
破産者　山田　文吾
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９４号
名古屋市千種区観月町１丁目62番地　月乃輪コーポラス３Ｃ、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区高社１丁目89番地第二東昭ビル３階Ｆ号室
破産者　株式会社インターサイエンス
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０号
釧路市鳥取北４丁目12番15号
破産者　有限会社ダスキンタカギサービスマスター店
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８８０１号
東京都中央区新川１丁目29番13号　永代橋エコピアザビル７階
破産者　株式会社オー・エム・シー
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５３１号
東京都大田区大森北１－３－２、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森北１丁目12番１号
破産者　株式会社萬瑞
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７号
岐阜県不破郡垂井町府中1042番地４
破産者　有限会社星和
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
北海道旭川市旭町２条１丁目31―18、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市春光１条７丁目２番７号
破産者　三共物産株式会社
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
東京都杉並区荻窪４丁目21番12号
破産者　株式会社ラオ―コミュニケーション
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第５１１号
横浜市西区南幸２丁目18番８号
破産者　株式会社アゴスト
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
新潟県三条市本町２丁目１番38号
破産者　清水　　学
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２５号
静岡県浜松市浜北区永島562番地の３
破産者　有限会社千賀弥
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
静岡県浜松市南区飯田町434番６、主たる営業所の住所静岡県浜松市南区飯田町668
破産者　株式会社Ｌｉｖｅ＆Ｌｅｔ　ｌｉｖｅ
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
山口県下関市豊浦町大字川棚7229番地の９
破産者　有限会社旭翔塗装
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５９号
札幌市豊平区美園２条８丁目１番22号
破産者　菅原塗装株式会社
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７号
千葉県佐倉市上志津1668番地
破産者　有限会社小倉工務店
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３号
山梨県都留市井倉694番地
破産者　中央産業株式会社
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第７２３号
愛知県春日井市味美町２丁目46番地
破産者　株式会社リサーヂ
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７８号
愛知県瀬戸市上水野町853番地
破産者　株式会社宮原新聞店
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
三重県伊賀市下神戸1015番地
破産者　株式会社神和建設
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１０号
最後の住所岡山市中区徳吉町２丁目３番25号
破産者　亡大西威貴相続財産
１　決定年月日　平成26年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
青森県八戸市下長８丁目17番４号
破産者　小笠原光雄
１　決定年月日　平成26年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係